

## 齋場使用料補助金

管外の齋場（火葬場）を使用して管外料金を支払われた方に、補助金を交付します。管外料金をまずは全額支払っていただき、後から補助金が交付されます。

### ■補助の条件

亡くなられた方または齋場使用申請者が下野市民であること

### ■補助の対象

**石橋地区の方** 全国すべての齋場での火葬と待合室の利用  
**国分寺・南河内地区の方**

小山聖苑を除く、全国すべての齋場での火葬と待合室の利用  
 ※悠久の丘（宇都宮市）と小山聖苑（小山市）に限っては、式場、控室、霊安室等も補助対象になります。

■補助額(上限) 火葬 1体58,800円、待合室 1室1回16,810円  
 ※式場等の補助額は、管外料金と管内料金の差額分です。

■申請方法 申請書に齋場の領収書の原本を添付し、環境課に提出

## 食品ロス0(ゼロ)の推進を

食品ロスとは、食べ残し、売れ残り、消費期限が近いなどの様々な理由で、まだ食べられるのに食べ残され、捨てられてしまう食べもののことです。

食べものをつくる生産者・製造者への感謝の気持ちや、食べものを無駄にしないという意識をもち、買物をするとき「買すぎない」、料理をするとき「作りすぎない」、そして「食べきる」ことを心がけましょう。

## とちぎの環境美化県民運動中止

毎年5月30日（ゴミゼロの日）を中心に、とちぎの環境美化県民運動を行っていますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、今年度は中止します。



## リユース食器でエコなイベントを

市内で実施されるイベントで、リユース食器で飲食品を提供する団体に、食器のレンタル費用の一部を補助します。

■対象団体 市内に活動の拠点がある団体（自治会、NPO等）

■補助金額 レンタル費用の2分の1（上限3万円・100円未満切り捨て）

※リユース食器の紛失や破損等による弁償額は対象外です。

## ごみ分別アプリ「さんあ〜る」運用中

スマートフォン向けアプリ「さんあ〜る」で、ごみの分別方法を確認することができます。ぜひご活用ください。



Android



ios

## 不用品リサイクルとは

ごみの減量化を推進するため、不要品リサイクル事業をおこなっています。市民の皆さまから受け付けたリサイクル可能な不用品の情報を管理し、リサイクル品の譲り受けを希望する方に、その情報を提供する制度です。

「譲ってほしい」品物と「譲りたい」品物が一致した場合、相手方の氏名、連絡先等を環境課からお知らせします。その後は、ご本人同士で話し合いのうえ、譲り渡しをしてください。

### 注意事項

- ・皆さまのご厚意により成立している制度です。無償での譲り渡しをお願いします。
- ・「譲りたい」に登録した品物は、各自で保管してください。
- ・動物や植物、食品は登録できません。

## 不用品リサイクル情報

市では不用品リサイクル情報を提供しています  
**〈譲りたい〉**

食器棚、テレビ台、女兒衣料品、ベビーカー、1人掛けソファ（革張り・濃緑色）

**〈譲ってほしい〉**

薬師寺幼稚園の制服と体操服（女兒用）、VHSビデオデッキ、チャイルドシート（パンダ柄）、キャットタワー、ダイニングテーブル、ダイニングチェア

